

宮津市公報

令和4年11月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

- 109 令和4年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱…………… 1
- 110 宮津市子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱…………… 3
- 111 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（インフルエンザ）…………… 4
- 112 令和4年度宮津市子育て世帯生活応援給付金支給要綱…………… 5
- 113 前尾記念クロスワークセンターMIYAZUの利用料金の承認…………… 7

公 告

- 38 宮津市営住宅等の入居者の公募…………… 8
- 39 宮津市営住宅の入居者の公募…………… 8
- 40 公示送達…………… 9
- 41 農用地利用集積計画の縦覧…………… 9

議 会

《規 則》

- 1 宮津市議会会議規則の一部を改正する規則…………… 10

《告 示》

- 1 宮津市議会公印規程の一部を改正する規程…………… 10

教 育 委 員 会

《告 示》

- 16 教育委員会定例会の招集…………… 11

農 業 委 員 会

《告 示》

- 10 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 11

告 示

宮津市告示第109号

令和4年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和4年10月6日

宮津市長 城崎雅文

令和4年度宮津市子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増によって様々な困難に直面した者が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として実施する令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（以下「価格高騰緊急支援給付金」という。））について、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 価格高騰緊急支援給付金の支給対象者は、基準日（令和4年10月1日）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号に該当する世帯の世帯主とする。ただし、第2号に掲げる令和4年1月以降の家計急変世帯については、この限りでない。

- (1) 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯
- (2) 令和4年1月以降の家計急変世帯 前号に該当する世帯以外の世帯のうち、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情があると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯には、価格高騰緊急支援給付金を支給しないものとする。

- (1) 前項第1号に該当する世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む世帯（当該者が前項第1号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）
- (2) 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し価格高騰緊急支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯
- (3) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯

（給付金の額）

第3条 価格高騰緊急支援給付金の額は、1世帯につき5万円とする。

(受給権者)

第4条 価格高騰緊急支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。(ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者))。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

(給付申請)

第5条 価格高騰緊急支援給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書(以下「確認書」という。)の提出又は電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)若しくは電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)(以下「申請書等」という。)を令和5年1月31日(確認書は、市長が当該確認書を発出した日から3月)までに市長に提出しなければならない。

(代理人による給付申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書を提出するときは、確認書の委任欄に記載し、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書等に加え、原則として委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市長は、第1項第1号の規定による代理人にあつては、住民基本台帳により代理権を確認するものとし、同項第2号又は第3号の規定による代理人にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給決定等)

第7条 市長は、第5条の規定により確認書又は申請書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の適否を審査し、当該支給対象者に対し、価格高騰緊急支援給付金を支給する。

(価格高騰緊急支援給付金の支給等に関する周知等)

第8条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条に規定する期限までに確認書の提出又は申請書等による申請が行われなかった場合は、支給対象者が価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行

った価格高騰緊急支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 価格高騰緊急支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、確認書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第110号

宮津市子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和4年10月11日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念される中、感染による重症化リスクの高い子ども及び妊婦の感染防止を図るとともに、教育現場に及ぼす影響を最小限に抑えるため、インフルエンザの予防接種（以下「予防接種」という。）を受けようとする子ども及び妊婦に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(対象となる予防接種)

第2条 助成金の交付の対象となる予防接種は、任意接種における季節性インフルエンザワクチンの接種とする。ただし、体調不良等により予防接種を見合わせた場合の当該費用は対象としない。

2 助成金の交付の対象となる予防接種の接種期間は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき市長が実施するインフルエンザの定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）の開始日から令和4年12月31日までの期間とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(助成対象)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、予防接種を受ける日において本市に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生後6月から18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えるまでの間にある者

(2) 妊娠中の者

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、接種に要した費用として医療機関に支払った額とする。ただし、1回当たり1,500円を上限とする。

2 助成金の交付は、1年度当たり1人につき1回とする。ただし、1回目の接種日において13歳未満である者は2回とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、宮津市子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（以下「申請書等」という。）に、予防接種日、支払金額等の記載及び予防接種を接種したことが分かる領収書の写し等を添えて、市長に提出しなければならない。

(申請期限)

第6条 助成金の交付申請期限は、令和5年1月31日とする。

(助成金の額の確定)

第7条 規則第11条第2項の規定により助成金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の全部を

返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正な申請により助成金を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が返還させる理由があると認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

* * *

宮津市告示第111号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和4年10月17日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において年齢が65歳以上の者
 - (2) 接種日において年齢が60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱を呈した者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 1,500円
ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井靖隆	日置診療所 府中診療所
味見真弓	味見診療所
今出陽一郎	今出クリニック
岡所明良	岡所・泌尿器科医院
曾根敦史 中村智樹 石黒稔 中山雅臣 越野勝博	宮津武田病院
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
今井敏雄	浪江医院

浪江和生	
西原寛	西原医院
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
官地高弘	官地医院
上川浩美	養老診療所
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二 藤本美智子	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
矢野裕太郎	与謝野町国保診療所
西憲義	にし 消化器内視鏡クリニック
石野秀岳	国保伊根診療所
	国保本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 令和4年10月17日から令和4年12月23日まで
ただし、体調不良等で期間内に接種できなかった場合は、令和5年1月31日まで期間を延長する。

* * *

宮津市告示第112号

令和4年度宮津市子育て世帯生活応援給付金支給要綱を次のように定める。

令和4年10月17日

宮津市長 城崎雅文

令和4年度宮津市子育て世帯生活応援給付金支給要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、急激な原油価格・物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として令和4年度宮津市子育て世帯生活応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成16年4月2日から令和4年8月1日までに出生し、令和4年8月1日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「対象児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該対象児童にかかる未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下「父母等」という。）及び当該児童が委託されている児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親
- (2) 基準日の翌日以後令和5年3月31日までに出生し、本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「新生児」という。）の父母等又は当該新生児が委託されている里親

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める者を支給対象者とする。

- (1) 基準日後に支給対象者が死亡した場合（当該者が給付金の支給を受けていない場合に限る。）当該者が死亡した日以後に当該者に係る対象児童又は新生児を監護し、かつ、これと生計を同

じくする父母等

(2) 前項に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしてある当該者の配偶者（現に対象児童又は新生児を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれかを満たしていると市長が認めた場合 当該配偶者

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書及び親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ウ 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

（給付金の額）

第3条 給付金の額は、対象児童又は新生児1人につき1万円とする。

（支給申請）

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年3月15日（令和5年3月1日から同年3月31日までに出生した児童に係る申請にあつては令和5年4月15日）までに、子育て世帯生活応援給付金支給申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（支給決定）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

2 市長は、第2条第1項第1号に掲げる者であり、かつ、令和4年6月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当を本市が支給した者（以下「一般支給対象者」という。）に対して、給付金の支給を決定し通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、市長に対して、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第6条 一般支給対象者以外の支給対象者から第4条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

— * * * —

宮津市告示第113号

前尾記念クロスワークセンターMIYAZUの利用料金を次のとおり承認したので、前尾記念クロスワークセンターMIYAZU条例施行規則（令和4年規則第13号）第6条第3項の規定により告示する。

令和4年10月31日

宮津市長 城崎雅文

1 利用料金

使用場所及び区分		使用の単位	使用者	利用料金の額		
レンタルオフィス	1	1月	法人	31,000円		
	2			34,000円		
	3			34,000円		
	4			31,000円		
	5			24,000円		
	6			23,000円		
	7			30,000円		
	8			26,000円		
	9			43,000円		
コワーキングスペース フリーアドレス 席利用	1席	3時間未満	市内在住・在勤	1人につき330円		
			市外在住	1人につき550円		
		3時間以上	市内在住・在勤	1人につき550円		
			市外在住	1人につき1,100円		
		市内在住・在勤個人	1月	市内在住・在勤個人		1人につき3,300円 ※1,000円/月加算で、会議を目的とした非会員の同伴利用を可能（非会員3人以内）とする。
				市内所在法人	プランA	15,000円 ※会社単位での人数制限なしとする。（※ただし同時利用人数10人以内とする。） ※会議を目的とした社外関係者の利用が可能（同時利用人数10人以内）とする。 ※ただし5人以上の法人とする。
					プランB	20,000円 ※プランAの内容に加え、各種指定イベントの参加を無料とする。 ※ただし5人以上の法人とする。
				市外在住個人		1人につき5,500円 ※1,000円/月加算で、会議を目的とした非会員の同伴利用可能（非会員3人以内）とする。
		市外所在法人	1月	プランA	20,000円 ※会社単位での人数制限なしとする。（※ただし同時利用人数10人以内とする。） ※会議を目的とした社外関係者の利用が可能（同時利用人数10人以内）とする。 ※ただし4人以上の法人とする。	
				プランB	25,000円 ※プランAの内容に加え、各種指定イベントの参加を無料とする。 ※ただし4人以上の法人とする。	

	スペース 利用	A	1時間	165円
		B		220円
		C		165円
		D		110円
個別ブース		1時間	1室につき50円（フリーアドレス利用料金を加算する。）	
温水シャワー		1回	100円	

2 適用年月日 令和4年11月1日

公 告

宮津市公告第38号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和4年10月13日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン	宮津市字惣	B棟	50,000円	6	1LDK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 福祉分野(医療、介護・障害、保育)の仕事に従事していること。
※単身者の入居も可能。また、入居の際の同居親族は親族に限る。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸者契約締結の日から起算して10年を限度とします。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年10月20日（木）から令和4年11月30日（水）まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法の概略

入居の申込みをした方が数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽選により決定します。

7 入居時期 令和5年2月1日から3月31日までの間

* * *

宮津市公告第39号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和4年10月17日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
タケ丘	宮津市字須津	22,800~44,700	1	2DK
宮村上	宮津市字宮村	25,800~50,700	1	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,500~32,400	2	3DK
		10,200~20,100	1	2DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係(本館南棟3階)又は市民環境部市民環境課市民窓口係受付(本館1階)に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年11月1日(火)から令和4年11月15日(火)まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽選により決定します。

6 入居時期 令和5年1月下旬

* * *

宮津市公告第40号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和4年10月18日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第41号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により令和4年度農用地利用集積計画(令和4年10月13日付け宮農委第29号通知分)を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和4年10月21日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和4年10月21日

至 令和4年11月10日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課(別館1階)

議 会

《規 則》

宮津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月6日

宮津市議会議長 徳本良孝

宮津市議会規則第1号

宮津市議会会議規則の一部を改正する規則

宮津市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「9時」を「10時」に改める。

第50条第1項中「登壇して」を「演壇又は発言席において」に改め、同項ただし書中「について」を「であるとき、又は議事の円滑な進行上特に議長が許可したとき」に改める。

第62条第2項中「その要旨」を「質問の要旨及び方式」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による質問の方式は、質問者の選択により、一括質問の方式又は一問一答の方式のいずれかとする。

第63条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による質問の方式は、一括質問の方式とする。

第64条中「質問」の次に「(一問一答の方式による質問を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 一問一答の方式による質問については、第60条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

《告 示》

宮津市議会告示第1号

宮津市議会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月14日

宮津市議会議長 徳本良孝

宮津市議会公印規程の一部を改正する規程

宮津市議会公印規程（昭和55年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

公印の名称	形状	寸法ミリメートル	使用区分	個数	定位置	保管者
宮津市議会之印	正方形	30	議会名をもって発する文書	1	議会事務局	議事調査係長
宮津市議会議長之印	正方形	20	議長名をもって発する文書	1	議会事務局	議事調査係長
宮津市議会副議長之印	正方形	20	副議長名をもって発する文書	1	議会事務局	議事調査係長
宮津市議会事務局印	正方形	27	事務局名をもって発する文書	1	議会事務局	議事調査係長
宮津市議会事務局長印	正方形	20	事務局長名をもって発する文書	1	議会事務局	議事調査係長

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第16号

令和4年第12回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年10月24日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和4年10月26日（水）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第10号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和4年10月6日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和4年10月13日（木）午前9時30分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（ミッブル3階）第1コミュニティルーム
- 3 議 題
議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
議案第34号 非農地証明交付申請の承認について
議案第35号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について